

[事案 29-9] 融資条件遡及変更請求

・平成 29 年 4 月 12 日 不受理決定

<事案の概要>

平成 9 年に申立人と保険会社との間で成立した民事調停において定められた、申立人の保険会社からの借入金の利率等が、申立人にとって不利なものであることを理由に、平成 9 年に遡って借入条件を変更することを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、借入条件については民事調停で合意が成立し、調停調書に記載され、その記載は確定判決と同じ効力を有していることから、申立てを不受理とした。